

## 農地法第3条許可申請書 添付書類

	書類の名称	必要部数	備考
1	許可申請書	3	
	許可申請書（別添）	1	
2	住民票の写し（原本） 又は法人登記簿の謄本及び定款	1	・当事者双方のもの ・住民票は世帯員の省略のないもの。ただし、譲渡人については本人のみでも可
3	土地の登記簿の謄本（原本）	1	全部事項証明書に限ります。 さいたま地方法務局熊谷支局 TEL 048-524-8805
4	現況写真	1	撮影方向がわかる資料を添付すること。
5	委任状 （申請手続等を代理人が行う場合）	1	譲受人・譲渡人のどちらか一方が申請をする場合でも、委任状が必要となります。

- \* 申請書の受付は、**毎月10日**が締切りです。
- \* 住民票の写し及び土地の登記簿の謄本は、申請時以前3か月以内に発行されたものを添付してください。
- \* 経営移譲年金受給のための申請の場合は、固定資産税名寄帳の写しを添付してください。
- \* 上記のほか、許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者が判断した書類を求めることがあります。

### 農地法第3条の主な許可要件

- ① 50a以上（申請地を含める）自ら耕作している
- ② 年間150日以上農業に従事している
- ③ 不耕作地や違反転用地がない
- ④ 農機具の所有状況や申請地までの通作距離が適切である